



山形県公報

平成15年12月1日(月)

号 外 (95)

目 次

選挙管理委員会関係

告 示

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程.....	1
山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程.....	同

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第158号

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年12月1日

山形県選挙管理委員会
委員長 安 部 敏

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙運動規程(昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号)の一部を次のように改正する。

第68条中「郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付」に改める。

第87条第1項中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

別記第36号様式の備考第1項、別記第36号様式の3の備考第1項、別記第37号様式その1の備考第1項及び同様式その2の備考第1項中「不在者投票管理者」を「期日前投票所又は不在者投票管理者」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の山形県公職選挙運動規程の規定(第68条及び第87条第1項の規定を除く。)は、この規程の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

山形県選挙管理委員会告示第159号

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年12月1日

山形県選挙管理委員会
委員長 安 部 敏

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙事務取扱規程(昭和35年7月県選挙管理委員会告示第13号)の一部を次のように改正する。

第20条の2の表中

選挙人名簿又は選挙人名簿記載書類 (法第19条(永久選挙人名簿)第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記録されている事項の全部を記載した書類をいう。以下同じ。)	在外選挙人名簿
--	---------

を

選挙人名簿又は選挙人名簿記載書類 (法第19条(永久選挙人名簿)第3項)	在外選挙人名簿又は在外選挙人名簿記載書類(法第30条の2(在外選挙人名簿)第4項)
選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿	在外選挙人名簿にあつては、当該在外選挙人名簿

に、

選挙人名簿又は選挙人名簿記載書類	在外選挙人名簿
------------------	---------

を

選挙人名簿又は選挙人名簿記載書類	在外選挙人名簿又は在外選挙人名簿記載書類
------------------	----------------------

に改める。

第33条第4項及び第36条第1項中「投票の当日」を「選挙の当日」に改める。

第6章中第37条の次に次の1条を加える。

(期日前投票)

第37条の2 法第48条の2第1項の場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第34条及び前条の規定は、適用しない。

第27条第1項	一投票区	一期日前投票所
	一投票所	一期日前投票所
第31条第2項	投票所	期日前投票所を設ける期間の末日において当該期日前投票所
	開票管理者を経て、市町村の委員会	市町村の委員会
第32条	及び投票立会人	及び投票管理者の指定した投票立会人
	投票区名並びに投票管理者及び送致すべき投票立会人	期日前投票所名並びに投票管理者及び当該投票立会人
第33条第2項	開票管理者を経て、市町村の委員会に	市町村の委員会に
第33条第4項	選挙の当日	期日前投票所を設ける期間の末日
	開票管理者及び市町村の委員会	市町村の委員会
第35条	、又は令第63条(不在者投票の受理不受理等の決定)第1項若しくは第2項(これらの規定を令第65条の21(送致を受けた在外投票の措置)において準用する場	は、拒否、不服又は異議

	合を含む。)の規定により受理すべきでない と決定された投票若しくは拒否の決定 を受けた投票があるときは、拒否、不服、 異議又は不受理	
--	---	--

2 第24条第2項、第25条第1項及び第2項並びに第26条の規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第24条第2項	法第40条(投票所の開閉時間)第2項	法第48条の2(期日前投票)第3項において準用する法第40条第2項
第25条第1項	法第41条(投票所の告示)第1項	法第48条の2(期日前投票)第3項において準用する法第41条第1項
第25条第2項	法第41条(投票所の告示)第2項	法第48条の2(期日前投票)第3項において準用する法第41条第2項
第26条第1項	選挙の期日の前日	選挙の期日の公示又は告示の日

第40条中「第3項第2号」を「第4項第2号」に改める。

第41条第1項中「郵便」を「郵便等」に改める。

第43条の2の表中「郵便」を「郵便等」に、

「

選挙人名簿(磁気ディスクをもつて調製した選挙人名簿にあつては、その抄本)	在外選挙人名簿
--------------------------------------	---------

を

「

選挙人名簿	在外選挙人名簿
-------	---------

に改める。」

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式(投票管理者等の選任告示)

告示第 号

年 月 日執行の 選挙につき、各投票区(各期日前投票所)の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長 氏 名

1 投票区の場合

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名

2 期日前投票所の場合

期日前投票所名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者		職務を行うべき年月日
	住所	氏名	住所	氏名	

別記第20号様式中「投票区」を「投票区(期日前投票所)」に改める。

別記第21号様式及び別記第22号様式を次のように改める。

第21号様式(投票立会人選任通知書)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

市(町村)選挙管理委員会委員長 氏 名 印

投票立会人選任について

年 月 日執行の 選挙における 投票所(期日前投票所)の投票立会人にあなたを別紙のとおり選任したから、印章持参のうえ、月 日午前(午後) 時までに 投票所(期日前投票所)に御参会ください。

(別紙選任書様式)

住 所
氏 名

年 月 日執行の 選挙における 市(町村)の 投票区投票所(期日前投票所)の投票立会人に選任する。

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長 氏 名 印

立会年月日 年 月 日~ 年 月 日

立会時間 午前(午後) 時~午前(午後) 時

備考

- 1 立会年月日は、期日前投票所の投票立会人についてのみ記載すること。
- 2 立会時間は、投票立会人について、当該投票区投票所(期日前投票所)の開閉時間内の一部に限定して立会時間を定めた場合のみ記載すること。

第22号様式(投票立会人の選任についての投票管理者への通知)

第 号
年 月 日

第 投票区(期日前投票所)
投票管理者 氏 名 殿

市(町村)選挙管理委員会委員長 氏 名 印

投票立会人の選任通知について

年 月 日執行の 選挙における 投票区投票所(期日前投票所)の投票立会人を次のとおり選任したから通知する。

- 1 投票区投票所の場合

投票区名	住 所	所 属 政 党 又 は 政 治 団 体 の 名 称	氏 名	立 会 時 間
				午前(午後) 時 ~ 午前(午後) 時

備考 立会時間は、投票立会人について、当該投票区投票所の開閉時間内の一部に限定して立会時間を定めた者についてのみ記載すること。

2 期日前投票所の場合

期 日 前 投 票 所 名	住 所	所 属 政 党 又 は 政 治 団 体 の 名 称	氏 名	立 会 年 月 日 及 び 立 会 時 間
				年 月 日 午前(午後) 時 ~ 午前(午後) 時

備考 立会時間は、投票立会人について、当該期日前投票所の開閉時間内の一部に限定して立会時間を定めた者についてのみ記載すること。

別記第24号様式から別記第27号様式までを次のように改める。

第24号様式(投票所開閉時刻の繰上げ(繰下げ)の告示)

告示第 号

年 月 日執行の 選挙の投票所(期日前投票所)を開く(閉じる)時刻を公職選挙法第40条第1項ただし書(公職選挙法第48条の2第3項において準用する同法第40条第1項ただし書)の規定により、次のように定めた。

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長 氏 名

1 投票所の場合

投 票 所 名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	備 考
投票区投票所	午前 時 分	午後 時 分	

2 期日前投票所の場合

期日前投票所名	年 月 日	期日前投票所を開く時刻	期日前投票所を閉じる時刻	備考
期日前投票所	年 月 日	午前(午後) 時 分	午前(午後) 時 分	

第25号様式(投票所開閉時刻の通知)

第 号
年 月 日

第 投票区(期日前投票所)
投票管理者 氏 名 殿

市(町村)選挙管理委員会委員長 氏 名 印

投票所の開閉時刻の通知について

年 月 日執行の 選挙において、あなたが管理する 投票所(期日前投票所)の開閉時刻を公職選挙法第40条第2項(公職選挙法第48条の2第3項において準用する同法第40条第2項)の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 投票所の場合

- 1 投票所を開く時刻 午前 時 分
- 2 投票所を閉じる時刻 午後 時 分

2 期日前投票所の場合

年 月 日	期日前投票所を開く時刻	期日前投票所を閉じる時刻
年 月 日	午前(午後) 時 分	午前(午後) 時 分

第26号様式(投票所の告示)

告示第 号

年 月 日執行の 選挙の各投票区の投票所(期日前投票所)を次のように設ける。
年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長 氏 名

1 投票所の場合

投票区名	投票所の施設の名称	所在地

2 期日前投票所の場合

期日前投票所名	設 置 期 間	期 日 投 票 所 の 施 設 の 名 称	所 在 地

備考 設置期間は、2以上の期日前投票所を設けた場合のみ記載すること。

第27号様式（天災事変等による投票所の変更告示）

告示第 号

年 月 日執行の 選挙における 投票区の投票所（期日前投票所）は、 の理由のため次のとおり変更する。

年 月 日

市（町村）選挙管理委員会委員長 氏 名

1 投票所の場合

投 票 区 名	変 更 後		変 更 前	
	施設の名称	所 在 地	施設の名称	所 在 地

2 期日前投票所の場合

期 日 前 投 票 所 名	変 更 後			変 更 前		
	設置期間	施設の名称	所 在 地	設置期間	施設の名称	所 在 地

備考 設置期間は、2以上の期日前投票所を設けた場合のみ記載すること。

別記第28号様式の備考第1項中「投票所」を「投票所（期日前投票所）」に改める。

別記第29号様式及び別記第30号様式中「~~投票区~~」を「~~投票区~~
(~~期日前投票所~~)」に改める。

別記第32号様式中「投票区投票所」を「投票区投票所(期日前投票所)」に改める。

別記第34号様式を次のように改める。

第34号様式(投票箱等送致)

年 月 日

開票区開票管理者(選挙長)氏 名 殿

(市(町村)選挙管理委員会委員長 氏 名 殿)

投票区(期日前投票所)投票管理者 氏 名 印

投票区(期日前投票所)投票立会人 氏 名 印

選挙投票箱等送致について

年 月 日執行の選挙の投票箱等を次のとおり送致します。

- 1 投票箱 個
- 2 投票箱のかぎ 個
- 3 選挙人名簿(抄本) 冊
- 4 投票録正副 通
- 5 投票所閉鎖後に送付のあつた不在者投票 通
- 6 投票所閉鎖後に送付のあつた在外投票 通
- 7 投票用紙等受払精算報告について(第35号様式) 通
- 8 その他の書類(不在者投票に関する調書、在外投票に関する調書、不在者投票証明書、仮投票等調書、宣誓書)

備考

- 1 指定投票区の投票管理者は、当該指定関係投票区にかかる「投票所閉鎖後に送付のあつた不在者投票」、「不在者投票に関する調書」及び「不在者投票証明書」を併せて送致する。
- 2 期日前投票所又は指定関係投票区の投票管理者は、「投票所閉鎖後に送付のあつた不在者投票」、「不在者投票に関する調書」及び「不在者投票証明書」は送致しない。
- 3 衆議院議員選挙又は参議院議員選挙の場合に限り、指定在外選挙投票区の投票管理者は、「投票所閉鎖後に送付のあつた在外投票」及び「在外投票に関する調書」を併せて送致する。

別記第35号様式及び別記第36号様式中「投票区」を「投票区(期日前投票所)」に改める。

別記第43号様式の備考第1項中「郵便」を「郵便等」に改め、同備考第2項中「第49条第1項各号」を「第48条の2第1項各号」に改める。

別記第52号様式中

当日の投票者数	不在者投票者数	計

を

当日の投票者数	期日前投票者数	不在者投票者数	計

に、

当日の 投票者数	不在者 投票者数	在外投票者数	計

を

当日の 投票者数	期日前 投票者数	不在者 投票者数	在外 投票者数	計

に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県公職選挙事務取扱規程の規定(第20条の2、第41条及び第43条の2の規定を除く。)は、この規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この規定の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

平成15年12月1日印刷
平成15年12月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056